

# 公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年3月13日

## 【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

### 1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

### 2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

### 3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和1年6月4日	広島県知事（般－29）第38404号	TSUKASA	眞鍋 司	広島県広島市佐伯区 八幡東2-20-13-301	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月6日	広島県知事（般－26）第23329号	(有)一誠園	高井 均	広島県竹原市 福田町2108	一部廃業	土、水
令和1年6月13日	広島県知事（般－30）第39051号	(株)三輝	末重 拓馬	三原市 宮浦3-29-20	一部廃業	大、屋、管、タ、内
令和1年6月13日	広島県知事（般特－27）第15908号	(株)オキ	沖 裕人	広島県福山市 南松永町1-16-13	一部廃業	電
令和1年6月14日	広島県知事（般－29）第2568号	(株)石原電工	石原 圭詞	広島県呉市 川尻町西2-12-2	一部廃業	管
令和1年6月17日	広島県知事（般－26）第35023号	泉建工	泉 正徳	広島県山県郡北広島町 細見227-1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月17日	広島県知事（般－28）第2080号	(株)砂川組	砂川 智恵登	広島県広島市南区 東雲本町1-13-18	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月18日	広島県知事（般－27）第25228号	畑山電設	畑山 八郎	広島県尾道市 美ノ郷町三成3165-1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月18日	広島県知事（般－26）第24869号	江草設備	江草 一美	広島県福山市 新市町戸手750-13	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月18日	広島県知事（般－29）第38453号	広島中央アスコン(株)	越後谷 孝司	広島県三原市 木原4-17-1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月19日	広島県知事（般－26）第9910号	(株)のっぽ	豊高 稔	広島県広島市佐伯区 五日市町大字石内6580-25	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月19日	広島県知事（般－28）第15710号	川上産業(株)	川上 秀壽	広島県福山市 芦田町大字福田703-3	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月21日	広島県知事（般－28）第31288号	三上金物店	三上 潔	広島県山県郡北広島町 新庄862-2	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月21日	広島県知事（般－29）第38687号	ベスト技研	玉田 大地	広島県東広島市 八本松東2-8-20	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月25日	広島県知事（般特－26）第30005号	(株)M・K・S	久保 富海夫	広島県江田島市 大柿町大原5345-1	一部廃業	園
令和1年6月25日	広島県知事（般－28）第36071号	(株)アクセス	朝島 康徳	広島県広島市西区 山手町22-14	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月25日	広島県知事（般－26）第25983号	石建設コンサルタント(株)	豊田 佳紀	広島県広島市安佐北区 可部東2-32-9-4	一部廃業	建、屋、タ、内
令和1年6月26日	広島県知事（般－27）第972号	(株)大橋商会	大橋 卓	広島県広島市西区 商工センター4-3-17	一部廃業	内
令和1年6月27日	広島県知事（般特－29）第4141号	(株)マエタ	前田 育雄	広島県福山市 神辺町字徳田560	一部廃業	管、園
令和1年6月27日	広島県知事（般特－28）第24963号	(株)繁山興業	繁山 和典	広島県福山市 千田町3-48-13	一部廃業	建、防、内
令和1年6月28日	広島県知事（般－30）第38825号	スイッチ	森田 高史	広島県広島市佐伯区 倉重1-1256	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年6月27日	広島県知事（般－27）第35598号	(株)しんわ	熊本 美恵子	広島県三次市 十日市南1-5-30	一部廃業	大、屋、内

令和1年6月26日	広島県知事（般特－26）第 3595 号	中村建設(有)	中村 芳照	広島県三次市	十日市東2-1-20	全部廃業	許可に係る全ての建設業
-----------	----------------------	---------	-------	--------	------------	------	-------------

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業